

資料 1 - 5 - 1 ダイオキシン類環境調査結果 (平成 19 年度)

1 大気調査結果

(単位: pg-TEQ / m<sup>3</sup>)

調査地点	平成19年度 年平均値	平成19年度各季の測定結果			
		春	夏	秋	冬
菅北小学校 (北区)	0.047	0.052	0.048	0.052	0.034
平尾小学校 (大正区)	0.079	0.079	0.055	0.12	0.060
淀中学校 (西淀川区)	0.17	0.31	0.18	0.15	0.049
茨田北小学校 (鶴見区)	0.053	0.055	0.058	0.060	0.040
摂陽中学校 (平野区)	0.095	0.068	0.12	0.13	0.060
住吉区民ホール (住吉区)	0.085	0.068	0.12	0.10	0.053
勝山中学校 (生野区)	0.064	0.067	0.074	0.072	0.041
市内平均値	0.085	0.10	0.094	0.098	0.048

(注) ・環境基準: 年平均値で0.6pg-TEQ / m<sup>3</sup>以下  
 ・試料採取日: 春: 平成19年 5月24日 ~ 5月31日、夏: 平成19年 7月19日 ~ 7月26日  
 秋: 平成19年10月18日 ~ 10月25日、冬: 平成20年 1月17日 ~ 1月24日

2 水質・底質調査結果(河川・海域)

(単位: pg-TEQ/L (水質)、pg-TEQ/g (底質))

調査地点	調査結果		調査地点	調査結果			
	水質	底質		水質	底質		
河川	桜宮橋 (大川)	0.42	23	河川	南弁天橋 (平野川)	0.36	91
	天神橋〔右〕 (堂島川)	0.56	1.5		本町橋 (東横堀川)	1.2	7.1
	天神橋〔左〕 (土佐堀川)	0.69	2.7		下城見橋 (第2寝屋川)	0.53	10
	大黒橋 (道頓堀川)	0.97	14		今津橋 (寝屋川)	1.0	7.1
	北港大橋下流700m (正蓮寺川)	0.058	66		京橋 <寝屋川橋> (寝屋川)	0.88	23 *
	春日出橋 (六軒家川)	0.17	180		小松橋 <江口橋> (神崎川)	2.0	0.61*
	天保山渡 (安治川)	0.071	49		千船橋 (神崎川)	0.33	110
	甚兵衛渡 (尻無川)	0.18	120	海域	大阪港関門外	0.044	21
	千本松渡 (木津川)	0.17	140		南港	0.070	25
	船町渡 (木津川運河)	0.22	130		神崎川河口中央	0.64	85
	城見橋 (平野川)	0.69	100		淀川河口中央	0.16	8.3
	天王田大橋 <左専道大橋> (平野川分水路)	0.28	22 *		木津川河口中央	0.073	110
	徳栄橋 <中茶屋橋> (古川)	1.5	190 *		No.5ブイ跡	0.071	19
	住之江大橋下流 1,100m (住吉川)	0.092	250				

(注) ・環境基準・・・水質: 年平均値で 1 pg-TEQ/L以下  
 底質: 150pg-TEQ/g以下  
 ・試料採取・・・水質: 年1~4回実施 平成19年5月 ~ 平成20年1月  
 底質: 年 1 回実施 平成19年9月28日 ~ 10月11日  
 ・\*は、< >内の調査地点で採取した底質のデータ

### 3 地下水調査結果

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	調査結果
住之江区南港北	0.053
大正区三軒家東	0.045

(注)・環境基準：1 pg-TEQ/L以下  
・試料採取日：平成20年2月18日

### 4 土壌調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	調査結果
桃ヶ池公園(阿倍野区)	1.9
瓜破東北公園(平野区)	2.3
夕凧公園(港区)	4.7
遠里小野小学校(住吉区)	1.0
小松小学校(東淀川区)	0.76
東中浜小学校(城東区)	0.42

(注)・環境基準：1,000pg-TEQ/g以下(調査指標値：250pg-TEQ/g以上)  
・試料採取日：平成19年11月15日～平成19年11月16日

資料1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成19年度)

種 類 区 分	種 類						合計
	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	
大気基準適用施設	2	0	0	2	20	0	24
水質基準対象施設	0	0	0	0	5	0	5

資料1-5-3 有害大気汚染物質の環境調査結果(平成19年度)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	菅北小学校	摂陽小学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.18	0.16	0.15	0.095	-	-	0.15
アセトアルデヒド	5.3	5.7	5.5	5.5	7.5	6.7	6.0
塩化ビニルモノマー	0.071	0.059	0.048	0.11	-	-	0.072
クロロホルム	0.20	1.3	1.9	0.18	-	-	0.90
酸化エチレン	0.11	0.14	0.14	0.11	-	-	0.13
1,2-ジクロロエタン	0.11	0.15	0.11	0.15	-	-	0.13
ジクロロメタン	2.6	7.2	4.9	4.1	-	-	4.7
水銀及びその化合物	0.0024	0.0025	0.0025	0.0024	-	-	0.0025
テトラクロロエチレン	0.72	0.84	0.69	0.70	-	-	0.74
トリクロロエチレン	1.1	3.7	1.2	1.7	-	-	1.9
ニッケル化合物	0.0084	0.0099	0.012	0.011	-	-	0.010
砒素及びその化合物	0.0024	0.0023	-	-	-	-	0.0024
1,3-ブタジエン	0.21	0.23	0.19	0.23	0.44	0.32	0.27
ベリリウム及びその化合物	0.00011	0.00014	-	-	-	-	0.00013
ベンゼン	1.4	1.7	1.5	1.5	2.1	2.1	1.7
ベンゾ[a]ピレン	0.000093	0.00017	0.00016	0.00014	-	0.00016	0.00014
ホルムアルデヒド	4.7	3.5	3.8	4.2	4.9	4.4	4.3
マンガン及びその化合物	0.033	0.043	0.061	0.055	-	-	0.048
クロム及びその化合物	0.0094	0.014	0.017	0.011	-	-	0.013

(注)下記の物質には、環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が次のとおり設定されています。

環境基準

ベンゼン	:年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	:年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	:年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	:年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

指針値

アクリロニトリル	:年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
塩化ビニルモノマー	:年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
水銀	:年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること
ニッケル化合物	:年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること
クロロホルム	:年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
1,2-ジクロロエタン	:年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
1,3-ブタジエン	:年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

資料1-5-4 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量（平成18年度）

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
1	亜鉛及びその化合物	8719	8475
2	アクリルアミド	3648	0
3	アクリル酸	63	0
4	アクリル酸エステル類	901	0
5	アクリロニトリル	31	0
6	アセトアルデヒド	45	0
7	アセトン	966	487
8	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	2	0
9	アニリン	84	0
10	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
11	アミノピリジン	0	0
12	アリールアルコ-ル	0	0
13	アントラセン	283	0
14	アンモニア	825	0
15	エタノールアミン	148	0
16	エチレングリコール	336	0
17	エチレングリコールモノエチルエーテル	40	0
18	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	29	0
19	エチレングリコールモノブチルエーテル	1112	41
20	エチレングリコールモノメチルエーテル	10	0
21	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	3	0
22	エチレンジアミン	33	0
23	塩化アリル	0	0
24	塩化アンモニウム	195	0
25	塩化水素	4524	2
26	塩化パラフィン	49	0
27	塩化ベンジル	11	0
28	塩化メチル	42	0
29	塩化メチレン	1332	183
30	2-オクタノール	11	0
31	カルバミン酸エチル	0	0
32	キシレン	9211	225
33	蟻酸	4866	6234
34	クレゾ-ル	551	0
35	クロトンアルデヒド	0	0
36	クロム及びクロム化合物（六価クロム化合物を除く）	549	232
37	クロロアニリン	5	0
38	1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン	23	0
39	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	0	0
40	クロロホルム	10	11
41	五塩化リン	302	0
42	酢酸	1311	0
43	酸酸エステル類	5082	279
44	酢酸ビニル	463	0
45	三塩化リン	0	0
46	酸化エチレン	1939	0
47	酸化プロピレン	372	0
48	シアン化水素及びシアン化物	227	151
49	四塩化炭素	0	0
50	シクロヘキサノン	940	13
51	シクロヘキサン	111	0
52	o-ジアニシジン	0	0
53	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
54	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	0
55	ジアミノトルエン	2	0
56	ジエチレントリアミン	2	0
57	1,4-ジオキサソ	228	0
58	1,2-ジクロロエタン	9	0
59	1,1-ジクロロエチレン	0	0
60	1,2-ジクロロプロパン	67	0
61	1,3-ジクロロプロパン	0	0
62	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
63	ジクロロベンゼン	89	0
64	ジニトロトルエン	0	0
65	ジニトロナフタレン	0	0

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
66	2,4-ジニトロフェノール	0	0
67	ジフェニルアミン	1	0
68	2,4-ジメチルアニリン	0	0
69	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
70	N,N-ジメチルホルムアミド	121	0
71	スチレン	2014	0
72	セレン及びその化合物	4	4
73	チオセミカルバジド	0	0
74	窒素酸化物（硝酸を含む）	1799	3
75	テトラクロロエチレン	45	0
76	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	0	0
77	トリエタノールアミン	208	0
78	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
79	トリクロロエチレン	51	15
80	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	110	0
81	トリレンジイソシアネート	0	0
82	トルイジン	3	0
83	トルエン	11699	211
84	ナフタレン	19	0
85	-ナフチルアミン	0	0
86	ニッケル	401	0
87	ニトロアニリン	1	0
88	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
89	ニトロトルエン	0	0
90	ニトロベンゼン	15	0
91	二硫化炭素	0	0
92	2-ヒドロキシナフタレン	4	0
93	ピリジン	6	0
94	フェニレンジアミン	10	0
95	フェノ-ル	1259	0
96	フタル酸エステル類	971	3
97	フッ化水素	7018	0
98	フッ素	0	0
99	フルフリルアルコール	3763	0
100	1,3-ブタジエン	0	0
101	1-ブタノール	1375	35
102	2-ブタノン	1361	0
103	2-プロパノ-ル	3269	778
104	ヘキサソ	479	37
105	ベンゾトリクロライド	1	0
106	ほう素及びその化合物	554	3
107	メタクリル酸	27	0
108	メタクリル酸エステル	1110	0
109	メチルアルコール	6882	47
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	935	0
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	0	0
115	モノクロロベンゼン	514	0
116	硫化水素	59	0
117	硫酸	48880	8
118	硫酸ジエチル	186	0
119	硫酸ジメチル	1	0
120	リン酸、リン酸化物及び水素化物	21428	16203
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	3	0
123	リン酸トリブチル	0	0

（届出件数：143件）

資料1 - 6 - 1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成20年3月末現在）

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	586	517	東淀川	174	208
都島	152	208	東成	303	319
福島	177	295	生野	337	315
此花	129	199	旭	88	316
中央	817	785	城東	341	288
西	320	312	鶴見	182	149
港	106	186	阿倍野	114	241
大正	57	230	住之江	122	318
天王寺	217	229	住吉	49	113
浪速	210	280	東住吉	132	115
西淀川	317	331	平野	383	264
淀川	420	393	西成	207	233

（合計） 特定工場・事業場数（法）： 5,940  
届出工場・事業場数（条例）： 6,844

資料1 - 6 - 2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づき特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 種別	平成15		16		17		18		19	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	82	67	82	44	49	46	86	72	68	47
使用届	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0
数の変更届	39	16	14	2	7	9	9	6	8	8
騒音防止の方法変更届	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
氏名等変更届	122	43	278	52	108	47	128	63	348	66
全廃届	16	7	13	102(89)	18	58(53)	19	9	21	17
承継届	28	5	13	5	21	7	20	7	32	16
計	291	139	400	205	205	168	262	157	477	154

カッコ内は、確認廃止件数

資料 1 - 6 - 3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（発生原因別）

（平成19年度）

		業 種 別	
工場・事業場騒音苦情件数  286 件	製造業	金属製品製造	40
		食品製造	3
		機械器具製造	4
		出版印刷	5
		プラスチック製品製造業	2
		その他製造業	29
	サービス業・事務所など	商・飲食店の営業による騒音	76
		娯楽、遊戯、スポーツ施設等	5
		クリーニング所、理美容所、浴場等	20
		その他	37
そ の 他		65	

資料 1 - 6 - 4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成15	16	17	18	19
1. くい打機等を使用する作業(ア-ス-ガ-併用を除く)	63	57	56	39	48
2. びょう打機を使用する作業	2	0	0	1	0
3. さく岩機を使用する作業	1,417	1,422	1,061	1,103	1,044
4. 空気圧縮機を使用する作業	51	47	50	49	51
5. コンクリート・アスファルトを設けて行う作業	1	0	3	1	4
6. バックホウを使用する作業	403	118	9	2	1
7. トラクターショベルを使用する作業	2	0	0	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業	28	6	2	2	4
9. 6.7.8.以外のブルド-ザ-、トラク-ショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	2,182	2,448	3,049	3,474	3,305
10. コンクリートカッターを使用する作業	201	185	193	236	229
11. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
計	4,350	4,283	4,423	4,907	4,686

資料 1 - 6 - 5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの調査結果（平成19年度：本市調査分）

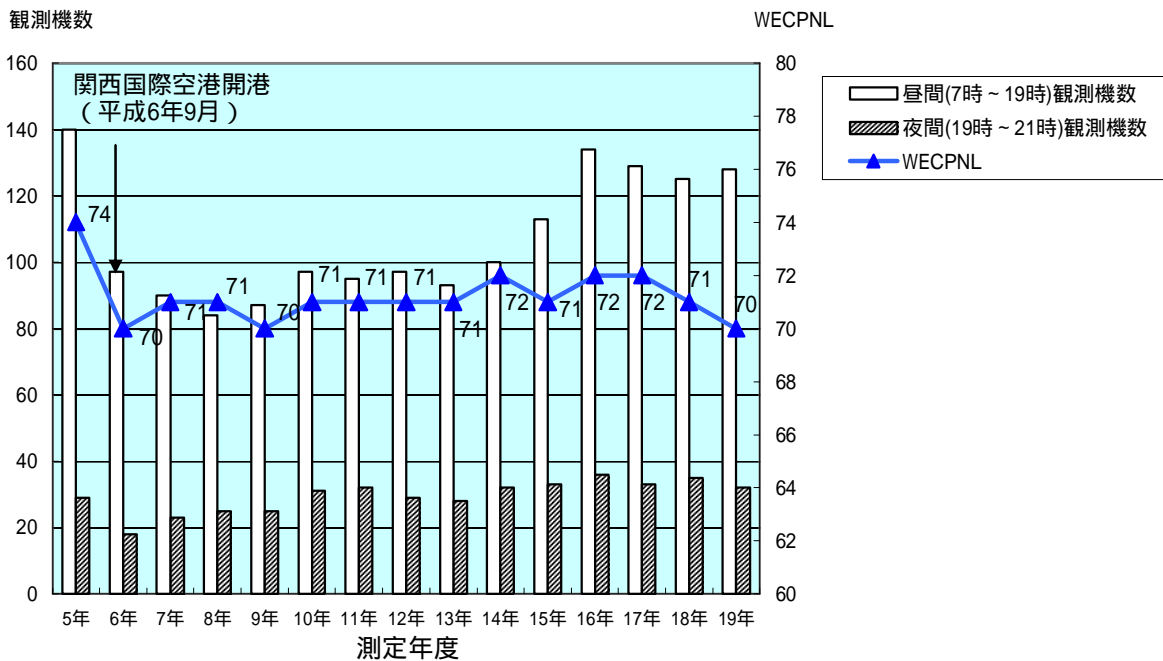
東淀川区(東海道新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果			環境基準(騒音)
				騒音	振動	車両速度	
瑞光2丁目	H19/10/3(水)	晴れ	上り側	66デシベル	55デシベル	142km/h	70デシベル
北江口4丁目	H20/3/13(水)	晴れ	上り側	73デシベル	59デシベル	172km/h	70デシベル

淀川区(山陽新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果			環境基準(騒音)
				騒音	振動	車両速度	
加島4丁目	H19/10/1(月)	晴れ	上り側	69デシベル	53デシベル	151km/h	70デシベル
加島1丁目	H19/9/26(水)	晴れ	上り側	68デシベル	48デシベル	115km/h	70デシベル

資料 1 - 6 - 6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



平成19年度調査結果  
 10月23日～25日 WECPNL 70 観測機数 160機（昼間128機、夜間32機）

資料 1 - 6 - 7 近隣騒音の苦情件数

項目		年度				
		平成15	16	17	18	19
生活騒音	電気機器	5	10	4	1	6
	楽器・音響機器	15	9	1	4	5
	人声・足音・給排水管	17	6	1	5	3
	ペット	3	0	5	5	0
	アイドリグ・空ふかし音	9	5	4	0	1
	その他	12	12	5	11	5
	計	61	42	20	26	20
拡声機騒音	商業宣伝目的	11	5	11	12	5
	航空機	1	0	1	0	0
	自動車	4	0	0	0	1
	商店等	6	5	10	12	4
	その他の目的	9	0	6	5	7
	計	20	5	17	17	12



資料1-6-8 立入指導等の状況（騒音）

（平成19年度）

種別	立入指導件数			測定件数
	大気騒音担当	24保健福祉センター	市民の声等合同立入	
法律	32	264	(3)*1	308(232)*2
条例	371	749	(2)*1	523(455)*2
その他	0	362	(0)*1	187(187)*2
計	403	1,375	(5)*1	1,018(874)*2

（注）・建設作業を含む

\*1: ( )内は大気騒音担当及び保健福祉センター立入指導件数の内数

\*2: ( )内は保健福祉センター測定件数

資料1-6-9 新幹線鉄道騒音・振動にかかる発生源対策の状況

（平成19年度末現在、本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
バラストマットの敷設	12,812m
有道床弾性マクラギ	360m
高架橋端部補強	12カ所
レールの削正(*)	4,860m

（JR東海・西日本調べ）

（\*）レールの削正については、平成19年度の市内延べ施工延長。

資料1-6-10 新幹線鉄道騒音・振動にかかる障害防止対策の状況（民家防音・防振工事）

種別	根拠法令等	対象地域	実施件数累計(市内分)
防音工事 (騒音対策)	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	75デシベルを 超過する地域	2,503戸 (昭和54年度 ～平成19年度)
防振工事 (振動対策)	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	70デシベルを 超過する地域	75戸 (昭和55年度 ～平成19年度)

（JR東海・西日本調べ）

資料1-6-11 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和47年 法律第110号)

対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省(現国土交通省)告示により指定された区域

工事種別	平成19年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	30件	20,876件 (昭和49～平成19年度)
機能回復工事	190件	14,227件 (平成元～平成19年度)
再更新工事	2,674件	5,779件 (平成11～平成19年度)

((独)空港周辺整備機構調べ)

資料 1 - 6 - 1 2 振動関係苦情件数の内訳（平成19年度）

	工場・事業場			建設作業	交通		その他
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	
苦情件数 85件	4(5)	3(4)	1(1)	59(69)	10(12)	0(0)	8(9)

（注）（ ）内は%

資料 1 - 6 - 1 3 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

（平成20年3月末）

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	293	46	東淀川	119	22
都島	114	31	東成	315	42
福島	147	29	生野	384	28
此花	112	48	旭	106	24
中央	219	19	城東	295	30
西	202	16	鶴見	150	31
港	100	48	阿倍野	83	50
大正	63	126	住之江	75	154
天王寺	142	27	住吉	29	8
浪速	132	33	東住吉	89	1
西淀川	291	90	平野	326	59
淀川	313	76	西成	185	44

（合計） 特定工場・事業場数（法）： 4,284  
届出工場・事業場数（条例）： 1,082

資料 1 - 6 - 1 4 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく  
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 法令区分 種別	平成15		16		17		18		19	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	45	7	48	4	28	4	46	9	31	6
使用届	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
数の変更届	25	3	32	3	19	6	14	6	28	7
振動防止の方法変更届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名等変更届	70	7	117	7	51	7	69	17	121	11
全廃届	21	2	12	16(15)	9	44(44)	14	1	17	1
承継届	12	1	8	1	4	3	8	3	13	1
計	175	20	217	31	112	65	151	36	210	26

カッコ内は、確認廃止件数

資料 1 - 6 - 1 5 特定建設作業届出件数（振動）

年 度	平成15	16	17	18	19
特定建設作業の種類					
1.くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	63	57	56	39	48
2.鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3.舗装版破碎機を使用する作業	5	6	2	8	9
4.ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	588	523	645	750	722
5.ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	2,615	2,448	3,049	3,474	3,305
計	3,271	3,034	3,752	4,271	4,084

資料 1 - 6 - 1 6 立入指導等の状況（振動）

(平成19年度)

種 別	立入指導件数			測定件数
	環境局 大気騒音担当	24保健福祉 センター	市民の声等	
法 律	27	119	(2) <sup>*1</sup>	93(44) <sup>*2</sup>
条 例	269	167	(0) <sup>*1</sup>	67(36) <sup>*2</sup>
そ の 他	0	41	(0) <sup>*1</sup>	10(10) <sup>*2</sup>
計	296	327	(2) <sup>*1</sup>	170(90) <sup>*2</sup>

(注)・建設作業を含む

- ・\*1:( )内は大気騒音担当及び保健福祉センター立入指導件数の内数
- ・\*2:( )内は保健福祉センター測定件数

資料 1 - 8 - 1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
平成9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511
15	659	99	260	290	18	107	1,433
16	693	102	202	299	6	83	1,385
17	617	113	480	268	4	61	1,543
18	720	98	345	274	6	49	1,492
19	671	85	297	307	5	62	1,427

資料 1 - 8 - 2 行政区別苦情件数集計表

(平成19年度)

区 名	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
北	34	3	13	9	0	0	59
都島	14	1	8	8	0	1	32
福島	26	4	6	9	0	7	52
此花	6	3	5	12	0	1	27
中央	65	5	18	20	0	2	110
西	47	1	24	9	1	6	88
港	10	3	6	5	0	1	25
大正	18	6	15	11	0	2	52
天王寺	25	1	5	9	0	0	40
浪速	27	8	19	16	0	1	71
西淀川	28	3	10	19	1	8	69
淀川	67	2	17	24	0	9	119
東淀川	20	6	9	12	0	0	47
東成	15	3	8	9	0	1	36
生野	36	5	18	26	0	1	86
旭	16	3	12	5	0	2	38
城東	24	16	10	17	1	6	74
鶴見	25	0	19	17	1	3	65
阿倍野	19	3	9	4	0	2	37
住之江	28	2	5	14	0	5	54
住吉	19	0	22	5	0	0	46
東住吉	27	2	12	7	0	0	48
平野	47	2	12	33	1	3	98
西成	28	3	15	7	0	1	54
合計	671	85	297	307	5	62	1,427

## 資料1 - 9 - 1 公害別融資状況

(金額単位：千円)

年度	種別	騒音振動	汚水	悪臭	ばい煙	粉じん	低公害 自動車	合計
昭42 ~平14	件数	670	914	204	351	300	151	2,590
	金額	7,692,670	6,880,220	1,803,800	3,316,200	1,625,970	1,057,600	22,376,460
15	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
16	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
17	件数	0	0	1	0	0	2	3
	金額	0	0	35,000	0	0	9,000	44,000
18	件数	0	0	1	0	0	1	2
	金額	0	0	4,000	0	0	4,670	8,670
19	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
累計	件数	670	914	206	351	300	154	2,595
	金額	7,692,670	6,880,220	1,842,800	3,316,200	1,625,970	1,071,270	22,429,130

## 資料1 - 9 - 2 利子助成状況

年度	件数	金額(千円)
昭42 ~ 平14	15,499	4,270,231
平15	77	3,908
平16	49	2,394
平17	35	1,592
平18	28	1,020
平19	11	605
累計	15,699	4,279,750

資料 1 - 10 - 1 行政区別認定数

(平成20年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	579	241	172	21	145	東淀川	1,026	468	291	44	223
都島	807	324	254	21	208	東成	657	196	285	24	152
福島	885	278	424	18	165	生野	2,533	878	1,099	94	462
此花	3,302	1,592	1,080	52	578	旭	945	371	329	42	203
中央	428	139	158	12	119	城東	3,348	1,345	1,026	99	878
西	760	435	175	15	135	鶴見	1,227	474	308	41	404
港	1,840	844	638	26	332	阿倍野	621	200	237	24	160
大正	2,209	1,099	640	48	422	住之江	1,575	659	506	47	363
天王寺	353	157	102	16	78	住吉	1,180	470	419	40	251
浪速	826	294	357	25	150	東住吉	1,244	468	473	32	271
西淀川	7,032	3,467	2,358	128	1,079	平野	1,571	652	484	49	386
淀川	1,821	797	565	62	397	西成	2,931	810	1,474	62	585
						総計	39,700	16,658	13,854	1,042	8,146

資料 1 - 10 - 2 認定疾病別内訳

(平成20年3月末現在)

病名 年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
15歳以上	1,639	6,365	0	142	8,146
15歳未満	0	0	0	0	0
計	1,639	6,365	0	142	8,146

資料 1 - 10 - 3 障害等級別内訳

(平成20年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	1	9	635	5,213	2,194	94	8,146
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	1	9	635	5,213	2,194	94	8,146

- (注) 特 級 ..... 労働不能、常時介護を要する状態  
 1 級 ..... 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2 級 ..... 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3 級 ..... 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級 外 ..... 3 級に該当しない状態  
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)  
 その他 ..... 等級未決定者

資料 1 - 10 - 4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,000円(通院日数4日以上14日以内)～35,900円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 185,400円～361,000円 女子 161,700円～211,100円 障害等級 特 級 基礎月額+介護加算(46,700円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 162,200円～315,900円 女子 141,500円～184,700円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬祭料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 332,000円～664,000円

(注) 表中の支給金額は、平成20年4月1日現在

行政区別患者数

(平成20年3月末現在)

事項 区名	決定数 (数)	取消数			現在助 成者数	事項 区名	決定数 (数)	取消数			現在助成 対象者数
		治ゆ等	転出	その他				治ゆ等	転出	その他	
北	1,771	1,433	56	1	281	東淀川	4,705	3,981	195	48	481
都島	2,505	2,185	51	7	262	東成	3,888	3,207	96	4	581
福島	1,640	1,302	41	5	292	生野	5,255	4,497	83	1	674
此花	3,886	3,207	84	26	569	旭	2,777	2,249	70	13	445
中央	1,658	1,357	42	1	258	城東	5,396	4,500	142	12	742
西	2,157	1,721	52	8	376	鶴見	4,158	3,307	151	21	679
港	2,851	2,359	61	6	425	阿倍野	2,848	2,141	64	5	638
大正	3,633	3,053	96	11	473	住之江	5,950	4,901	178	9	862
天王寺	2,066	1,559	46	0	461	住吉	5,136	4,121	132	64	819
浪速	994	843	30	6	115	東住吉	4,139	3,230	98	13	798
西淀川	3,572	2,978	125	7	462	平野	7,208	5,779	119	19	1,291
淀川	5,966	4,969	200	31	766	西成	2,186	1,838	24	8	316
						総計	86,345	70,717	2,236	326	13,066

助成疾病別内訳

(平成20年3月末現在)

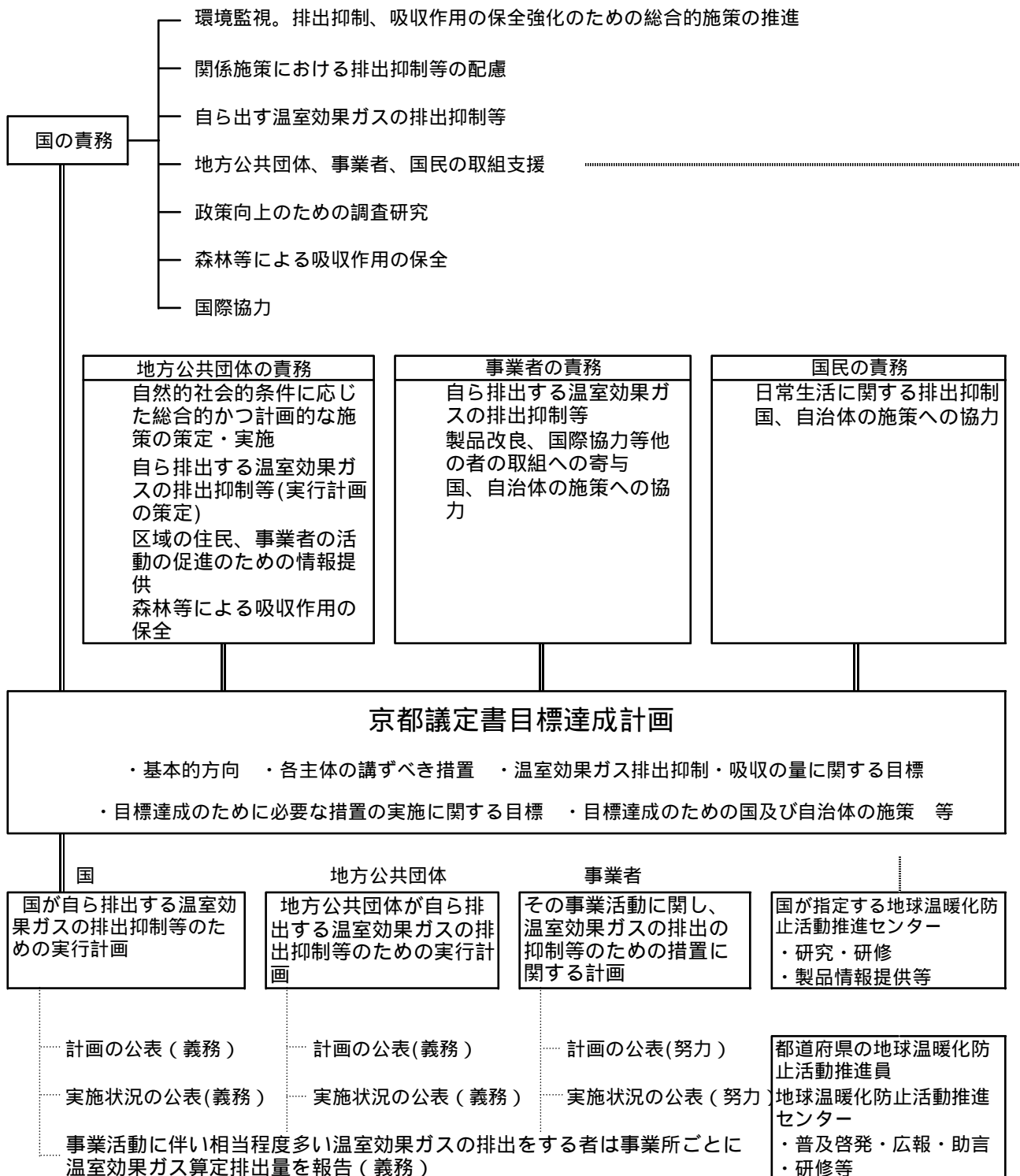
病名	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢性 気管支炎	肺気しゅ	計
助成対象者数	12,108	946	12	0	13,066

(注) 小児の健康の回復と健全な育成に資するため、気管支ぜん息等の医療費の自己負担分の一部を助成している。  
(昭和63年4月1日から実施)



資料 3 - 1 - 1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。



資料6 - 1 - 1 グリーン調達実績（平成19年度）

本市では、平成14年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。しかし、平成20年1月に発覚した古紙偽装問題を受け、コピー用紙や古紙を原材料としている文具類等については、1月22日から特定調達品目から除外する対応を行いました。（除外品目：下表 印付記）

平成19年度のグリーン調達の状況（平成19年4月1日～平成20年3月31日（上記除外品目は1月21日まで））は、調達基準を設定した9分野81品目のうち73品目が80%以上の調達率を示し、このうち71品目が90%以上の調達率を示しています。なお、フォーム用紙や制服など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着しています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

（紙類）

- ・コピー用紙の調達率は97.9%、印刷用紙は65.4%となっており、衛生用紙は100%を達成している。しかし、フォーム用紙は規格等の面から調達率は9%にとどまっている。

（文具類）

- ・筆記用具はじめ51品目中49品目が90%以上の高い調達率を達成している。

（機器類）

- ・調達実績があった7品目は90%以上の高い調達率を達成している。

（OA機器）

- ・すべての品目で90%以上の高い調達率を達成している。

（家電製品）

- ・調達実績があった5品目のうち3品目は90%以上の高い調達率を達成している。

（自動車）

- ・100%に近い調達率となっている。

（服・手袋）

- ・作業服の調達率は98.7%と高い調達率を達成している。制服については必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらないなどの理由で84.8%となっているが、昨年度（32.2%）と比べ達成率は高くなっている。また、作業用手袋については耐熱性等の面から品質・規格が合わないなどの理由で38.6%となっている。

（役務）

- ・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としており、90%以上の高い調達率を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	調達率
1 紙類	コピー用紙	786,730 kg	770,442 kg	97.9%
	フォーム用紙	89,200 kg	8,036 kg	9.0%
	印刷用紙	176,017 kg	115,156 kg	65.4%
	衛生用紙（トイレットペーパー）	98,259 kg	98,259 kg	100%
2 文具類	シャープペンシル	11,668本	11,650本	99.8%
	替芯	5,340個	5,260個	98.5%
	ボールペン	55,732本	55,399本	99.4%
	マキングペン	26,429本	26,426本	100.0%
	鉛筆	24,717本	24,531本	99.2%
	サインペン・フェルトペン	13,966本	13,746本	98.4%
	ホワイトボード用マーカー	7,431本	7,375本	99.2%
	油性マーカー	11,599本	11,326本	97.6%
	クラフトテープ	4,224個	4,148個	98.2%
	布テープ	9,490個	9,242個	97.4%
のり・テープ	テープカッター	119個	119個	100%
	セロテープ	13,491個	13,215個	98.0%
	のり	14,946個	14,877個	99.5%
	チューブファイル	22,675冊	22,666冊	100.0%
	フラットファイル	126,257冊	126,247冊	100.0%
	リングファイル	4,395冊	4,375冊	99.5%
	レバーファイル	6,314冊	6,299冊	99.8%
	OAバインダー	10,312冊	10,312冊	100%
	クリヤーブック	5,186冊	5,092冊	98.2%
	レターケース	450個	445個	98.9%
ファイル・文書保存用	クリヤーホルダー	52,998個	51,874個	97.9%
	工事用アルバム	10個	10個	100%
	工事用アルバム替え台紙	171個	11個	6.4%
	ファイルボックス	3,094個	3,068個	99.2%
	フォルダー類	6,253個	6,252個	100.0%
	文書保存箱	451個	446個	98.9%
	文書編集用紙	4,654束	4,654束	100%
	綴りひも	51,692個	50,418個	97.5%
	事務用封筒	7,165,211枚	7,154,211枚	99.8%
	紙袋	144,455枚	144,055枚	99.7%
紙製文具品	片面罫紙・起案用紙	5,047冊	5,047冊	100%
	ノート	25,982冊	25,982冊	100%
	ルーズリーフ	213冊	213冊	100%
	インデックス	14,823個	14,747個	99.5%
	付箋紙	36,726個	36,530個	99.5%
	クロス表紙類	864組	864組	100%

分野	調達品目	調達数量	適（数量）	調達率	
2 文具類 その他文具類	はさみ	904丁	892丁	98.7%	
	カッターナイフ	617個	564個	91.4%	
	マグネット	1,274個	1,185個	93.0%	
	パンチ	322個	315個	97.8%	
	OHPフィルム	226個	226個	100%	
	ごみ箱	344個	340個	98.8%	
	名札	5,788個	5,723個	98.9%	
	スタンプ台	1,139個	1,054個	92.5%	
	朱肉	1,201個	1,143個	95.2%	
	定規	8,831個	8,745個	99.0%	
	消しゴム	12,093個	12,093個	100%	
	ステープラー	2,031個	1,810個	89.1%	
	連射式クリップ	4,111個	4,071個	99.0%	
	事務用修正具	5,715個	5,641個	98.7%	
除針器	180個	180個	100%		
3 機器類	いす	2,515脚	2,507脚	99.7%	
	机	865台	865台	100%	
	棚	412連	412連	100%	
	収納用什器	628台	626台	99.7%	
	ローパーテーション	63個	62個	98.4%	
	掲示板	40個	39個	97.5%	
	黒板	-	-	-	
	ホワイトボード	91個	83個	91.2%	
	コピー機	37台	37台	100%	
	電子計算機	508台	503台	99.0%	
4 OA機器	プリンタ	103台	102台	99.0%	
	プリンタ・ファクシミリ兼用機	17台	17台	100%	
	ファクシミリ	14台	14台	100%	
	スキャナ	5台	5台	100%	
	磁気ディスク装置	91台	91台	100%	
	5 家電製品	冷蔵庫	13台	8台	61.5%
		冷凍庫	-	-	-
		冷凍冷蔵庫	2台	2台	100%
		エアコンディショナー	7台	5台	71.4%
		テレビジョン受信機	7台	7台	100%
ビデオテープレコーダー	48台	47台	97.9%		
6 車	自動車	139台	138台	99.3%	
	7 服	制服	4,016着	3,404着	84.8%
	作業服	65,233着	64,376着	98.7%	
8 手袋	作業用手袋	145,535双	56,221双	38.6%	
9 役務	納入印刷物の仕様	1,185件	1,118件	94.3%	

資料 7 - 1 - 1 廃棄物の種類と定義

種 類	定 義
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
- 一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. PCB を使用する部品 2. ごみ処理施設(処理能力 5t / 日以上(焼却施設は 200kg / h 以上又は火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上))から生じたばいじん 3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの 4. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの
一般廃棄物	環境省令で定めるダイオキシン類の含有量 ばいじん、燃え殻又は汚泥: 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム 廃酸及び廃アルカリ: 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合): 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合): 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム 5. 感染性一般廃棄物
内 訳	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの 1. 燃え殻 2. 汚泥 3. 廃油 4. 廃酸 5. 廃アルカリ 6. 廃プラスチック類 7. 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだものに限る。) 8. 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。))パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。))に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。 9. 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及び PCB が染み込んだものに限る。 10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 11. と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物 12. ゴムくず 13. 金属くず 14. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 15. 鋸ざい 16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 17. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) 18. 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) 19. 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの 20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの ----- 輸入廃棄物(1~20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)
特別管理	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの 1. 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類) 2. 廃酸(PH 2.0 以下) 3. 廃アルカリ(PH 12.5 以上)
産業廃棄物	4. 感染性産業廃棄物 5. 特定有害産業廃棄物

資料 7 - 1 - 2 焼却工場に搬入されたごみ組成の推移

数字は重量百分比 (%)

区分	年度			区分	年度										
	昭 40	50	60		平成 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
厨 芥	14.5	12.1	11.5	可燃物	台所ごみ	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6	4.5	4.3	4.7	4.7	4.8
紙 類	39.6	36.8	28.8		紙 類	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8	44.7	41.4	46.8	41.7	40.3
繊維・木草類	7.1	9.3	10.9		繊維類	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	8.8	9.8	6.6	8.9	8.8
プラスチック類	3.3	11.0	14.3		木草類	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1	10.0	9.1	8.0	9.5	9.3
わら・落ち葉・茶殻・皮・ゴム・燃料(ず)	4.9	2.6	1.9		プラスチック類	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7	14.5	14.9	15.0	15.7	15.0
計	69.4	71.8	67.4		雑 物	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6	4.2	4.7	3.9	5.3	5.7
					計	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6	86.7	84.2	85.0	85.8	83.9
ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8	不燃物	ガ ラ ス	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5	4.3	4.8	5.3	4.6	6.2
金 属	3.1	6.1	6.8		石・陶器	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9	2.5	2.5	3.1	3.0	2.8
貝殻・卵殻類・土砂・雑物	12.0	10.1	11.0		鉄	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2	4.8	6.8	4.0	4.9	4.9
計	30.6	28.2	32.6		非鉄金属	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8	1.7	1.7	2.6	1.7	2.2
					計	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4	13.3	15.8	15.0	14.2	16.1

(注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更

2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7 - 1 - 3 ごみの三成分及び発熱量の変化

区分	年度													
	昭 40	50	60	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
水分 (%)	50.4	51.5	40.4	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3	27.7	33.3	32.5	31.7
灰分 (%)	18.7	15.6	21.5	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8	18.1	16.3	16.4	17.8
可燃分 (%)	30.9	32.9	38.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9	54.2	50.4	51.1	50.5
生ごみの低位発熱量 (kJ/kg)	4,885	5,897	7,757	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156	10,366	9,358	9,849	9,736
( ) カッコ内数字は kcal/kg	(1,163)	(1,404)	(1,847)	(2,180)	(2,301)	(2,333)	(2,287)	(2,305)	(2,352)	(2,418)	(2,468)	(2,228)	(2,345)	(2,318)

資料 7 - 4 - 1 産業廃棄物処理業許可状況

産業廃棄物処理業許可状況

(平成 20 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,746	1. 燃え殻	200
収集運搬(積替え・保管を含む)	66	2. 汚泥	1,363
中間処理	99	3. 廃油	907
埋立処分	0	4. 廃酸	520
中間処理・海洋投入処分	1	5. 廃アルカリ	526
		6. 廃プラスチック類	4,184
		7. 紙くず	3,038
		8. 木くず	3,417
		9. 繊維くず	2,903
		10. 動植物性残渣	577
		11. 動物性固形不要物	3
		12. ゴムくず	3,190
		13. 金属くず	4,021
		14. ガラスくず	4,332
		15. 鋳さい	170
		16. がれき類	4,332
		17. 動物のふん尿	3
		18. 動物の死体	3
		19. ばいじん	112
		20. 処分するために処理したもの	318
許可業者数合計	4,912	合計	34,119

(注)平成 19 年度の許可件数 475 件(新規許可)

特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成 20 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	510	1. 廃油	268
収集運搬(積替え・保管を含む)	13	2. 廃酸	285
中間処理	21	3. 廃アルカリ	263
埋立処分	0	4. 感染性産業廃棄物	132
		5. 廃 PCB 等	17
		6. PCB 汚染物	18
		7. PCB 処理物	1
		8. 指定下水道汚泥	0
		9. 鋳さい	11
		10. 廃石綿等	81
		11. ばいじん	43
		12. 燃え殻	26
		13. 汚泥	150
		14. 処分するために処理したもの	0
許可業者数合計	544	合計	1,295

(注)平成 19 年度の許可件数 46 件(新規許可)

資料 8 - 1 - 1 大阪市立環境学習センターの概要と事業実績 (平成19年度)

環境学習センターの概要と利用状況	・所在地 大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内)
	・施設規模 延床面積 3,668㎡ (内訳) 本館 2,400㎡ 別館 946㎡ その他(通路等) 322㎡
	・入館者数 282,828人/年
	・自然体験観察園推定入園者数 約40万人/年
	・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー-養成等参加者数 18,977人/年
	・アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数 724人/年

事業内容		事業メニュー	参加者数等
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発	1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示(5テーマ) 3環境アートコーナーでの展示(7テーマ) 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー	・入館者数 282,828人/年 ・団体利用数 436団体/年 24,771人/年  ・ビデオライブラリー 利用数 7,535回/年 ・図書、ビデオ貸出 773件/年
	講演会、シンポジウム等(2回)	1シンポジウム 2講演会	・事業参加者 493人/年
	啓発イベント(37回)	1水辺の教室(2日間) 2ECO緑日2007(2日間) 「演奏会」、「映画上映」 3ワイルドアート展2007及び関連イベント 4「地球に優しい新エネルギー実験教室」 5「ゼロエミッション工場見学」 6各種クリスマスイベント 他	・事業参加者 11,362人/年
	自然体験観察園(96回)	1農事イベント(24回) 2自然体験教室イベント(8回) 3小さな自然観察会(52回) 4手作り玩具教室(12回)	・事業参加者 4,670人/年
	自然観察会及びウォーキング(6回)	1おもしろ自然学習会「タンポポで環境ウォッチング」 2「大切な淀川の生き物」 3「河川敷に暮らす昆虫たち」 4「生き物の生活と私たちが出来ること」 5日本人の身近な自然「里山を暮らしの中に」 6「鶴見緑地公園の野鳥観察会」	・事業参加者 129人/年
	環境講座、教室(96回)	1市民向け講座(50回) 2子ども向け講座(22回) 3家族・親子向け講座(24回)	・事業参加者 2,150人/年
	情報紙の発行 環境情報の提供	情報紙「なちゆるる」の発行(1回/月・168~179)	・1万部/回発行 ・HPアクセス件数 約15,000件/年
相談指導	環境学習講師の派遣と講義(24団体)	1来館団体を対象にした講義・解説(17団体) 2講師の派遣講演・アウトリーチ活動(4団体) 3国際協力・JICA研修生への講義等(3団体)	・来館講義受講者 505人/年 ・派遣講演受講者 179人/年 ・国際協力 40人/年
	相談・指導、パネルの貸出など	1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 134件 2パネル及び昆虫貸出件数 13件	
活動支援	人材の育成(18回)	1環境学習リーダー養成専門講座(15回) 2修了生対象フォローアップ研修(3回)	・事業参加者 173人/年
	学習教材の作成	-	
	団体支援	1こどもエコクラブ支援(17団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3環境学習リーダー-養成講座修了生による活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゆるる」への環境NGO主催行事の掲載 6地球館こどもエコクラブの活動	地球館パートナーシップクラブ 会員数 78名 年間取組 56回

## 資料8 - 2 - 1 環境月間行事実施内容(平成19年度)

行 事 名	概 要	参加人数	期 日
「レイチェル・カーソン生誕100周年記念」講演会	環境問題の古典「沈黙の春」の著者「レイチェル・カーソン」の生誕100周年を記念し、講演会とパネル展を開催した。	258人	6/30
7周年記念エコビジネスフォーラムの開催	おおさかATCグリーンエコプラザの7周年を記念し、循環型社会の構築に向けた企業の取組事例の紹介及び総括講演を開催した。	106人	6/21
日曜市民環境ゼミナール	ヒートアイランド対策と緑化についての講演会及び「地球交響曲第1番ガイアシンフォニー」の映画鑑賞を実施した。	116人	6/10
Eco緑日2007 - 遊ぶ、創る、楽しむ -	会場をゾーン分けし、自然素材を使用したもの作りや科学実験、環境配慮型商品による環境学習、自然や地球を意識した音楽の演奏、各種団体・NGOなどの参加による環境情報・展示、映画上映会、自然体験観察会やネイチャーゲームなど参加体験型のイベントを多数行った。	9,757人	10/13 10/14
水辺の教室	小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を実施した。	77人	7/5 7/6
自然体験観察園行事	「自然体験観察園を利用した農事体験行事として、「大麦刈りと大麦の脱穀ファミリー体験」と「田植えファミリー体験」、「こども自然教室」、「手作り玩具教室」、「小さな自然観察会」を実施した。	674人	6月中
市民環境調査隊の参加者募集	大阪市環境基本計画の着実な進行管理を行うため、建設的な市民意見の集約を目的として、その参加者を募集した。	31人	6/1～ 6/22
なにわエコライフの参加者募集と説明会の開催	環境家計簿を活用して電気、ガスの節減など環境にやさしい取り組みを行う「なにわエコライフ」の参加者を募集した。	説明会参加者 390人	6/1～ 9/28
大阪市立大学理学部附属植物園 園内案内	時々に応じた園内の見どころを約1時間で案内。	30人	6月中
春季「花と緑の講座」	「サトイモの仲間の多様性」「生命と植物の誕生秘話」をテーマに開催した。	37人	6/2 6/9
長居植物園案内	植物研究室の学芸員が長居植物園でその季節の植物の説明や観察の手引きを行なった。	51人	6/23
長居植物園案内・スペシャル編「まちの生きもの観察」	毎月行なっている植物園案内のスペシャル版として植物やきのこ、鳥、カタツムリ、昆虫など生きものを観察した。	150人	6/16
テーマ別自然観察会「モリアオガエルの卵塊さがし」	大阪では北摂だけに分布しているモリアオガエルのつけた泡を探索した。	40人	6/2
リサイクル実験教室	廃油せっけんづくりを行った。	210人	6/17
遊べる工作イベント「日曜自然工作教室」	工作名人の指導による楽しい工作コーナーを開催した。	181人	6/10 6/24
「リフレッシュ瀬戸内」の実施	瀬戸内・海路ネットワークネットワーク推進協議会を構成する瀬戸内海沿岸188の市町村が連帯し、美しい瀬戸内海を守り、多くの人々に訴えていく目的で海浜の清掃活動を実施した。	100人	6/23
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象として、排出ガス中のディーゼル黒煙の検査を行い、整備不良車には整備命令等を行った。また、検査を受けたドライバーにアイドリングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	46台	6/1～ 6/27 3回実施
大阪自動車環境対策推進会議	官民一体となった自動車環境対策への積極的な取り組みを推進するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた本年度の推進事項を決定した。	33団体	6/26
常時監視システムを利用した環境教室	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を開催。		通年
環境保全総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による環境保全自主点検運動を呼びかけた。	立入施設数 延べ491	6月中
特定建設作業講習会	特定建設作業に係る苦情の未然防止並びに届出の円滑化を図るために実施した。	137人	6/26
サマーエコスタイル キャンペーン	大阪市では、夏のオフィスの冷房設定温度を28℃にすることを広くよびかけ、その一環として、職員の「夏の軽装」を推進し、特に、「ノーネクタイ・ノー上着」の取組みを推進した。	全所属	6/1～ 9/30
ライトダウン キャンペーン	市民の地球温暖化防止行動を喚起することを目的として、ライトダウンを実施した。	36施設	6/24
ヒートアイランド モニタリング調査	「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」の推進による効果を検証するため、小学校の百葉箱を利用した気温モニタリング調査と運動場芝生化モデル校での環境学習会を開催した。		6月～ 9月
ヒートアイランド対策 モデル事業	西区南堀江地区においてモデル事業として、市民、企業、行政等が協力して植栽や保水性舗装、打ち水などのヒートアイランド対策を総合的に実施した。		打ち水 8/9
ポスター等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間の周知用ポスター等を掲出した。		6月中

資料9 - 2 - 1 大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の概要

【全体の概要】	場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 A T Cビル I T M棟11階西側
	面 積	4,500㎡
	設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社（A T C）、大阪市
【施設の特徴】	・エコビジネス支援ゾーン ・海外エコビジネスゾーン ・産学官連携ビジネスゾーン	・中堅・ベンチャー企業を中心に、環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる実際例の展示・紹介 ・外国の環境ビジネスへの取り組みや企業の具体的な商品の紹介 ・大学や企業・行政が交流、連携、協働を図れるように環境問題に取り組む各大学・企業・団体を紹介
	エネルギーゾーン	・風力、太陽光発電など新エネルギーに関する設備などの展示、紹介
	循環型社会形成ビジネスゾーン・3R促進啓発事例展示コーナー	・循環型社会形成に向けた3R(Reduce, Reuse, Recycle) 促進のためのさまざまな環境技術を展示・提案
	環境・CSR報告書ゾーン・エコマークゾーン	・環境・CSR報告書を展示し企業の自主環境管理導入に必要な情報を紹介 ・（財）日本環境協会の協力によりエコマーク認定商品を幅広く展示、あわせてエコマークの商品類型や認定基準等を紹介
	環境・CSR経営ゾーン	・CSR経営に関する企業の取り組みを紹介
	コミュニケーションゾーン	・企業展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成19年度)	・入場者数	195,036人（うち団体見学者 394団体 9,655人）
	・出展者状況	ブース出展 72社、90ブース、エコマークゾーン45社
	・環境セミナー等の実施状況	<p>各種説明会、イベント等 「各種スタンプラリー」、「クリスマス科学実験工作教室」、「日曜自然工作教室」等 計44件 参加者10,706人</p> <p>環境セミナー 「エコビジネスセミナー」、「エコデザインセミナー」、「環境産業育成セミナーシリーズ」等 計42回 参加者3,215人</p>



1 計画の趣旨

(1) 背景

- ・「環境基本条例」(平成7年3月制定)の基本理念
- ・「環境基本計画」(平成8年8月策定)の基本方針(協働)
- ・「地球環境を守る身近な行動指針(ローカルアジェンダ21おおさか)」(平成7年5月策定)

(2) 目的

大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度～平成20年度

- 平成9年5月策定：平成9年度～12年度
- 平成13年5月策定：平成13年度～17年度
- 平成18年5月策定：平成18年度～20年度(オフィス編)
- 平成19年9月策定：平成19年度～20年度(事業編)

2 計画の内容

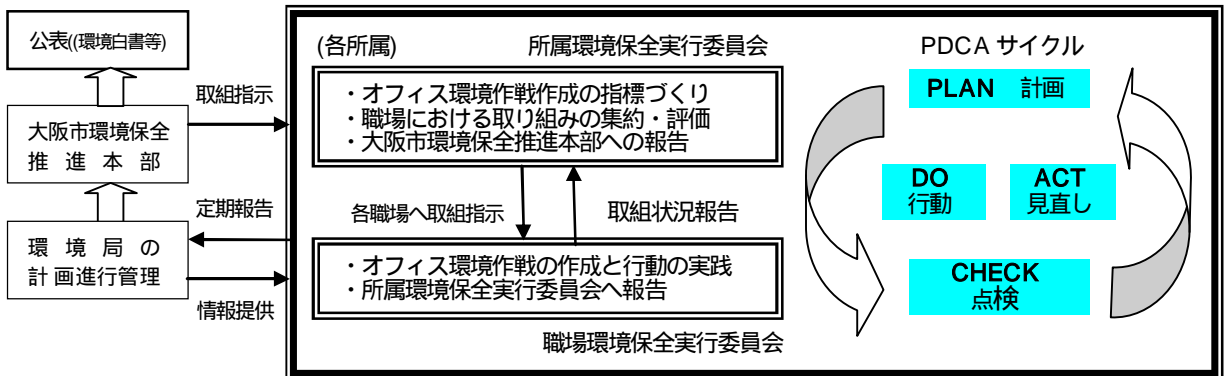
市民・企業に率先して市内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの  
**主な行動指針と目標**

<p>温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制 電気、都市ガス、ガソリン、その他燃料のエネルギー使用量合計で平成16年度の使用量を基準に維持継続する。 昼休み時間の事務所等の不要な証明の消灯を徹底し、消灯実行率100%をめざす。</li> <li>・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制 ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出抑制</li> </ul>	<p>環境配慮商品の利用と購入の促進(グリーン購入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等のグリーン購入の促進 「大阪市グリーン調達方針の判断基準にそって対象品目のグリーン調達を推進する。</li> </ul>
<p>省資源の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量の抑制 コピー用紙使用量(購入量)を平成20年度までに平成16年度の使用量(購入量)を基準に3%削減する。 コピー機カウンタ数をもとに両面コピー実行率の点検を行い、両面コピー実行率50%達成をめざす。</li> <li>・物品等の長期使用 ・上水使用量の抑制 上水使用量を平成16年度の使用量を基準に維持継続する。</li> </ul>	<p>環境負荷の少ない自動車の導入等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷の少ない自動車を公用車に率先導入 環境負荷の少ない自動車の計画的導入</li> <li>・グリーン配送の促進 本市への物品の納入に環境負荷の少ない自動車の使用を義務付けた配送を推進する。</li> </ul>
<p>廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量 廃棄物量を平成16年度の排出量を基準に維持継続する。</li> <li>・分別リサイクルの推進 廃棄物中の再生可能な紙ごみの分別リサイクル率を平成20年度までに50%以上とする。</li> </ul>	<p>環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の実施 職員の環境全意識の向上を図るため、平成20年度までに全職員を対象とした環境保全に関する学習を実施する。</li> <li>・環境情報の提供 あらゆる機会を通じて環境保全に関する情報提供に努める。</li> </ul>
<p>事業所職場における事業の実施に伴う環境配慮の取組み これまで取り組んできたオフィス内環境配慮と併せて、事業の実施に伴う環境配慮についても取組みを実施する。</p>	

3 計画の推進

各所属において所属環境保全実行委員会の設置

各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価  
 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表



資料9 - 2 - 3 大阪市市内環境保全行動計画(エコオフィス21)行動目標達成状況

取組項目	基準値	実績値	削減量	削減率	達成/ 未達成
エネルギー使用量(MJ)	521,535,208	480,751,439	40,783,769	7.8	達成
コピー用紙使用量(千枚)	151,035	140,493	10,542	7.0	達成
上水使用量(m3)	261,461	241,197	20,264	7.8	達成
廃棄物排出量(t)	1,172	840	332	28.3	達成

注1：上記の使用量は事業所の値を含まない。また、上水使用量及び廃棄物排出量についてテナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。

注2：各項目の目標値：エネルギー、上水使用量、廃棄物排出量は基準値以下。コピー用紙使用量は基準値の4%増以下。

資料10-1-1 大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例の対象事業等一覧表

事業の種類	内容	大阪市環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価条例対象事業	環境影響評価法第一種事業	環境影響評価法第二種事業
道路	高速道路の新設・改築(車線増) 一般道路の新設・改築(車線増)	全事業(阪神高速・自動車専用道路を含む) 4車線以上かつ3km以上	同左 同左 林道:幅員6.5m以上かつ10km以上	全事業(首都圏除くは4車線以上/自動車専用道路は対象外) 国道:4車線以上かつ10km以上 大規模林道:2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
鉄道又は軌道	鉄道等の建設・改良	区間の長さ3km以上	同左	新幹線(規格新線含む):全事業 普通鉄道・軌道(普通鉄道相当):10km以上	7.5km以上10km未満
飛行場	飛行場などの設置・変更	全事業	同左	滑走路長	1,875m以上2,500m未満
発電所	電気工作物の設置・増設	水力 火力(地熱利用を除く) 火力(地熱利用)	水力 火力(地熱利用を除く) 火力(地熱利用)	水力 火力(地熱利用を除く) 火力(地熱利用)	22,500kW以上30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上10,000kW未満
廃棄物処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥・廃酸・廃アルカリを焼却する産業廃棄物焼却施設は、バーナー定格能力の重油消費量4kl/時以上	ごみ処理施設 し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設 同左 同左	ごみ処理施設(焼却以外) し尿処理施設 産業廃棄物焼却施設 同左 同左	全事業
下水道終末処理場	終末処理場の新設・増設	計画処理人口 5万人以上	計画処理人口 10万人以上	最終処分場 同左	25ha以上30ha未満
工場又は事業場	工場又は事業場の新設・増設	・大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等を定格で運転する場合において使用される燃料・原料の重油消費量4kl/時以上 ・水質汚濁防止法に規定する特定施設から排出される平均排水量10,000m <sup>3</sup> /日以上	同左	最終処分場 同左	
大規模建築物	建築物の新築	延べ面積10万m <sup>2</sup> 以上かつ高さ150m以上	同左		
駐車場など	駐車場、自動車クマのの新設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	同左		
レクリエーション施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上			
地下利用施設	地下利用に係る施設の新設・増設	地表面下20m以深の部分の容積50万m <sup>3</sup> 以上	(開発行為の項に該当)		
公有水面の埋立て	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	施行区域面積 25ha以上	施行区域面積 50ha超	40ha以上50ha以下
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同左	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
流通業務団地造成	流通業務団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
開発行為	前各号以外の開発行為	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上 (新住宅街地開発事業/新都市基盤整備事業/都市基盤整備計画法・森林法の開発行為/複合開発行為)	75ha以上100ha未満
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採掘面積 20ha以上	同左		
工業団地造成	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	施行区域面積 50ha以上	施行区域面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
港湾計画	港湾計画の決定・変更	埋立・掘込面積 100ha以上	同左	埋立・掘込面積 300ha以上	
ダム・堰	ダム・堰の新築・改築		湛水面積 50ha以上	湛水面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
湖沼水位調整施設・放水路	湖沼水位調整施設・放水路の新築		改築:改築後湛水面積50ha以上かつ増加湛水面積25ha以上		
発生土の処分事業	発生土の処分による土地造成		改変面積 50ha以上	改変面積 100ha以上	75ha以上100ha未満
			施行区域面積 10ha以上		

資料10 - 2 - 1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力:出力 180万kW)	59. 4.18	59. 9. 7	府要綱 (市長意見 59.10. 6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場:処理能力 600ト/日)	59. 9. 7	60. 1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000ト/日	60. 5.29	60. 9.20	府要綱 (市長意見 60. 9.30)
	淀川左岸線建設事業(1期)	道路 (区間の長さ 5.7km)	60.12.27	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	61. 2.24	61. 5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積 67.1ha)	62. 2.23	62. 6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62. 6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ 3.6km)	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ 11.1km)	63. 8.17	63.11. 1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局	廃棄物処理施設	2. 4.23	2.11. 6	府要綱
	西淀工場建替事業	(ごみ焼却場:処理能力 600ト/日)			(市長意見 2.11. 6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ 5.6km)	2.11. 6	3. 3. 7	都市計画 (知事決定)
4	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積 130ha)	4. 6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
	淀川左岸線建設事業(期)	道路 (区間の長さ 4.3km)	4.10.26	6. 7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積 156ha)	6. 6.13	6.10. 4	都市計画 (知事決定)
7	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	8. 3.27	8. 8. 6	都市計画
	舞洲工場建設計画	(ごみ焼却場:処理能力 1,200ト/日)			(市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	工場 (最大排出ガス量 55,000m <sup>3</sup> N/時)	8. 3.27	8. 8. 6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	8. 4.24	8. 8. 6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	発電所 (火力:出力 14.9万kW)	9. 4.23	9. 7.15	市要綱
10	大阪外環状線(都島～久宝寺) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 14.9km)	10. 4.30	10. 7.16	市要綱 一部都市計画(知事決定)

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
10	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (U S J) 建設事業	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	10. 4.30	10. 7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	10. 4.30	10. 7.16	都市計画
	平野ごみ焼却場	(ごみ焼却場:処理能力 900ト/日)			(市決定)
	関西国際空港2期事業	飛行場 (滑走路1本 4,000m)	10. 4.30	10. 8.27	府要綱 (市長意見 10. 9. 9)
	西島エネルギーセンター	発電所 (火力:出力 14.99万kW)	10. 7.16	10.10.13	市要綱
	大阪都市計画都市高速鉄道 第8号線(井高野～今里)	軌道 (区間の長さ 12km)	11. 1.18	11. 2.19	都市計画 (知事決定)
	(仮称)難波再開発A-1地区 建設事業	駐車場 (同時駐車能力 1,350台)	11. 1.18	11. 4.23	市要綱
	大阪港新島地区埋立事業及び 大阪沖埋立処分場建設事業	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 埋立面積 205ha うち廃棄物処分場 95ha	11. 1.18	11. 5.28	市要綱
	南港東地区(木材整理場) 埋立事業	公有水面の埋立て (埋立面積 25ha)	11. 1.18	11. 5.28	市要綱
	中之島3丁目共同開発(仮称)	大規模建築物 高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000㎡	11. 2.19	11. 7. 2	市要綱・市条例
11	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(U S J) 建設事業(残土搬出関連)	レクリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	11.11. 1	11.12.28	市条例 (環境影響評価準備書)
	(仮称)NHK大阪新放送会館	飛行場	11.11. 1	11.12.28	市条例 (環境影響評価方法書)
	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			市条例
	北港テクノポート線建設事業	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	11.12.28	12. 3. 3	(環境影響評価方法書)
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	12. 3. 3	12. 4. 7	市条例 (都市計画:市決定) (環境影響評価方法書)
12	(仮称)NHK大阪新放送会館	飛行場	12. 8.10	12.10. 2	市条例 (環境影響評価準備書)
	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			市条例
	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ 7.3km)	12. 8.10	12.10.27	(都市計画:市決定) (環境影響評価準備書)
	大阪外環状線(新大阪～都島) 鉄道建設事業	鉄道 (区間の長さ 約5.4km)	13. 1.19	13. 2.22	府条例 (市長意見 13. 3. 5) (環境影響評価方法書)
	大阪都市計画下水道 夢洲下水処理場	下水道終末処理場 (計画処理人口約84,000人)	13. 8.22	13.11. 9	市条例 (都市計画:市決定) (環境影響評価準備書)
13	(仮称)廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 148.8ト/日)	14. 1.21	14. 2.28	市条例 (環境影響評価方法書) 14.11.26 事業廃止届
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ 3.4km)	14. 1.21	14. 2.28	市条例 (都市計画:市決定) (環境影響評価方法書)

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
13	大阪外環状線(新大阪～都島)	鉄道	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見 14.6.14) [環境影響評価準備書]
	鉄道建設事業	(区間の長さ約5.4km)			
14	大阪都市計画都市高速鉄道	鉄道	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	西大阪延伸線	(区間の長さ3.4km)			
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A 2 棟建設事業	駐車場 (同時駐車能力 1,900台)	14.12.5	14.12.26	市条例 [環境影響評価方法書]
16	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見 ショッピングセンター建設事業	駐車場 (同時駐車能力 約3,000台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)ホームセンタームサン 鶴浜店建設事業	駐車場 (同時駐車能力 約3,300台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	大阪府警察本部ヘリポート(仮称) 設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)中山エコムルトリサイクル事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 850トン/日)	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ 約187m 延べ面積 約254,400㎡	16.12.27	17.2.10	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見 ショッピングセンター建設事業	駐車場 (同時駐車能力 約2,180台)	17.6.23	17.8.31	市条例 [環境影響評価準備書]
17	大阪府警察本部ヘリポート(仮称) 設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	17.6.23	17.8.31	市条例 [環境影響評価準備書]
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ 約187m 延べ面積 約254,400㎡	17.8.31	17.11.17	市条例 [環境影響評価準備書]
	(仮称)中山エコムルトリサイクル事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大 320トン/日)	18.9.4	18.11.30	市条例 [環境影響評価準備書]
18	(仮称)IKEA鶴浜建設事業	駐車場 (同時駐車能力 約2,200台)	18.9.4	18.11.30	市条例 [環境影響評価準備書]
	阿部野橋ターミナルビル 旧館建替事業	大規模建築物 高さ 約300m 延べ面積 約210,000㎡	19.10.5	19.12.7	市条例 [環境影響評価方法書]
19	大阪駅北地区先行開発区域 A 地区開発事業	大規模建築物 高さ 約180m 延べ面積 約190,000㎡	20.2.13	20.3.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	大阪駅北地区先行開発区域 B 地区開発事業	大規模建築物 高さ 南高層棟約180m 北高層棟約170m 延べ面積 約300,000㎡	20.2.13	20.3.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業 A 2 棟建設事業	駐車場 (同時駐車能力 約1,500台)	20.3.28		市条例 [環境影響評価準備書]
	大阪・中之島プロジェクト	大規模建築物 高さ 東地区約200m 西地区約200m 延べ面積 約290,500㎡	20.3.28		市条例 [環境影響評価方法書]

(仮称)IKEA鶴浜建設事業は、(仮称)ホームセンタームサン鶴浜店建設事業から引き継がれ、規模等を変更して実施

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
大規模建築物に係る事前協議件数	81	104	110	113	88
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	34	38	42	28	36
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	2	1	0	1	1
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	4	12	18	12	10
合 計	121	155	170	154	135

## 環境局調

(注1) 建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2) 建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3) 地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

## 市域の概況

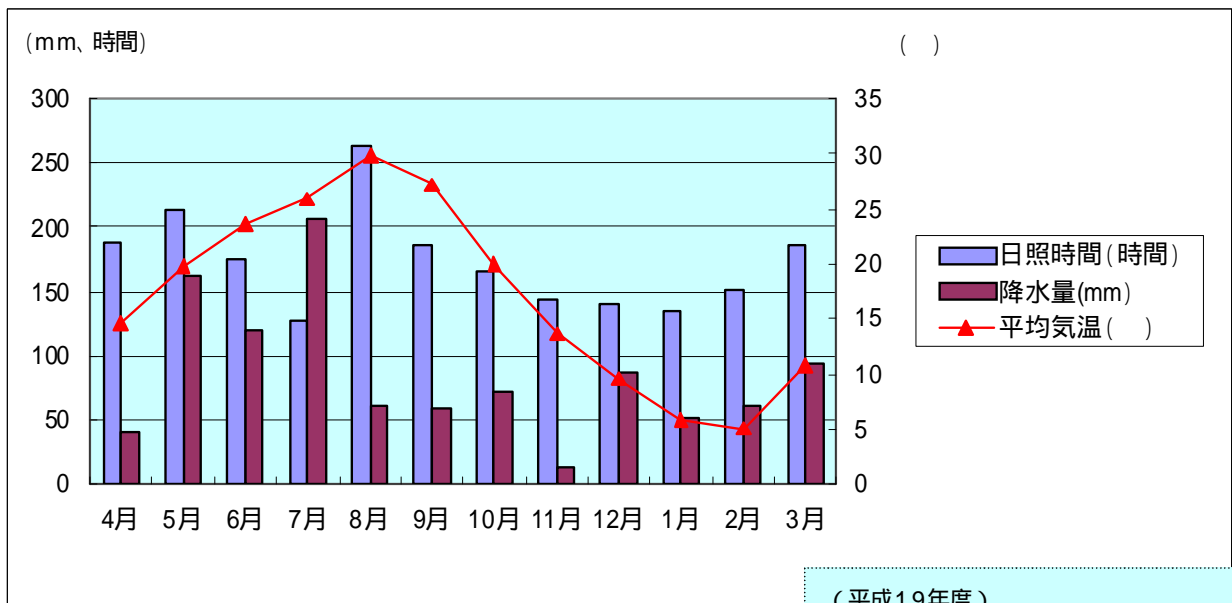
大阪市は、東西20.8km、南北20.2kmで面積は222.11km<sup>2</sup>あり、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置します。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接しており、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしています。

市の中央部から東よりに、南北に縦貫する上町台地は、南北9km東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしているため、東部は概して高く、西に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっています。市街はおおむね海拔3m前後の土地が大部分を占めています。

また、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流していますが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を發し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量がきわめて豊かです。

## 1. 大阪の気象の概況（平成19年度）



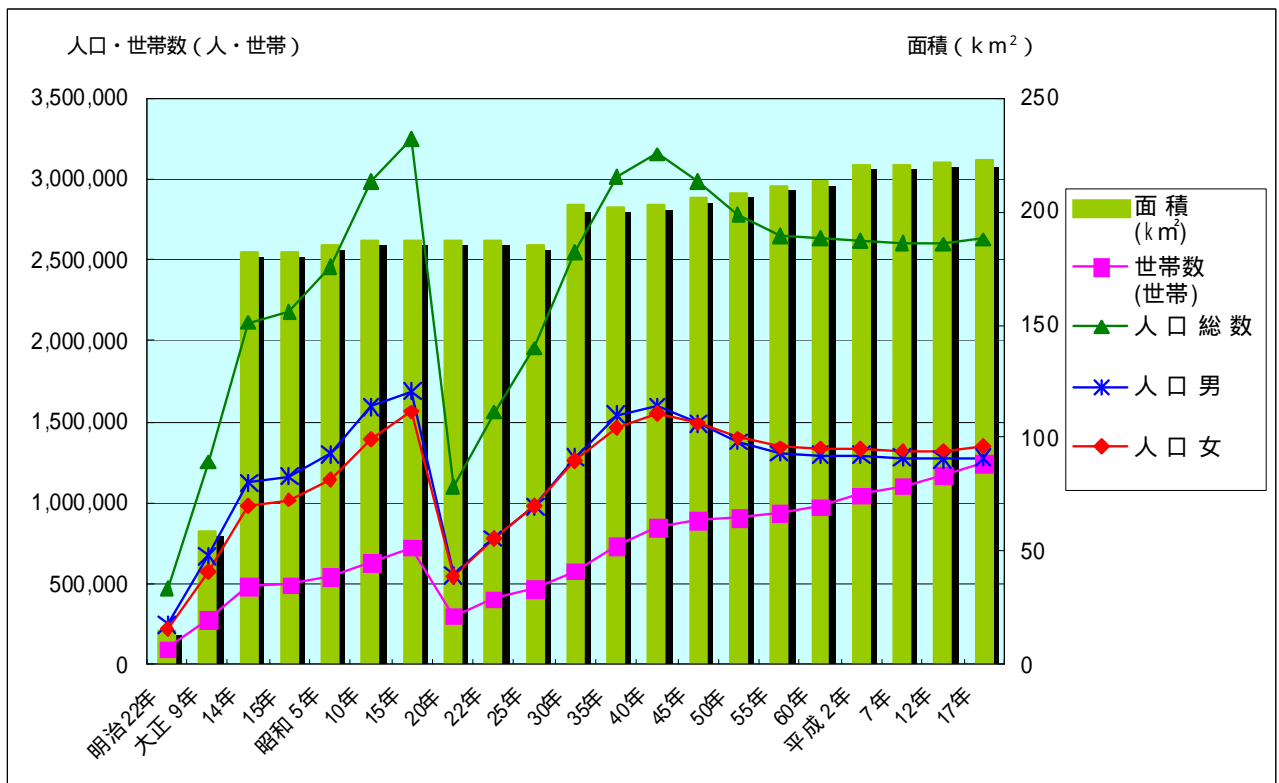
(注) 大阪管区気象台調べ

(平成19年度)

年平均気温	17.2
年間降水量	1028.5mm
年間日照時間	2075.8時間

## 2. 大阪市の人口

- 人口、世帯数の推移



(注) ・昭和25年度以降は常住人口、それ以外は現在人口である。

(ただし、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果)

・面積は国土交通省国土地理院発表の数値である。



・ 昼間流動人口の推移 (国勢調査結果)

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,645,419	2,633,687	2,603,789	2,596,486	2,595,394	2,594,686
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235	1,159,848
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133	293,851
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131	1,239,051
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282	1,143,792
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849	95,259
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111	252,062
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749	206,422
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362	45,640
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414	3,581,675
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768	2,097,218
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620	343,470
昼間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138.0	141.0	146.0	146.5	141.2	138.0

(参考)

人口総数	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774	2,628,811
------	----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

- (注) 1. 昭和35年、40年の通学者は、15歳未満を含まない。  
 2. 昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口である。  
 3. 昭和55年以降の「常住人口」は、年齢不詳を除いた人口である。

3. 区別面積

(単位: km<sup>2</sup>)

区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	16.04	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

合計面積: 222.11 km<sup>2</sup>

(注) 面積は、平成18年10月1日現在(国土交通省国土地理院発表)。ただし、淀川区の面積は豊中市との合計値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

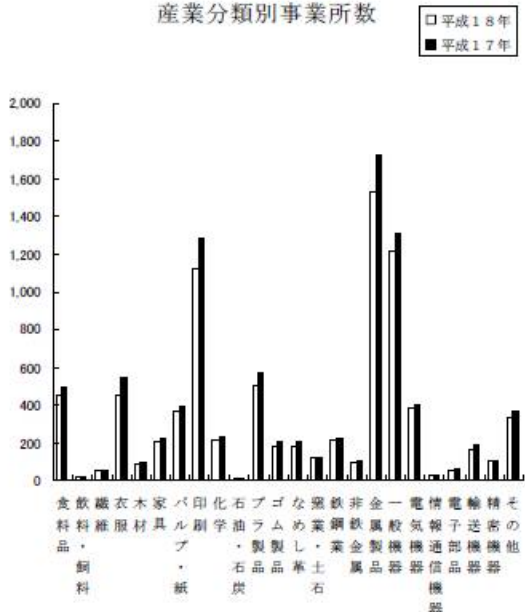
4. 産業の動向 工業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

・産業分類別事業所数（4人以上）

金属製品が1536 事業所で全体の19.0% を占め最も多く、次いで一般機器が1213 事業所（構成比15.0%）、印刷が1124 事業所（同13.9%）となっており、これら3 業種で全体の約半数（47.9%）を占めている。

前年比で見ると、増減なしの窯業・土石製品製造業を除く全業種で減少しており、最も減少率が高かった業種は、衣服で16.7%減、次いで石油・石炭で15.4%減、電子部品が14.7%減とこれに続いている。

産業分類別事業所数

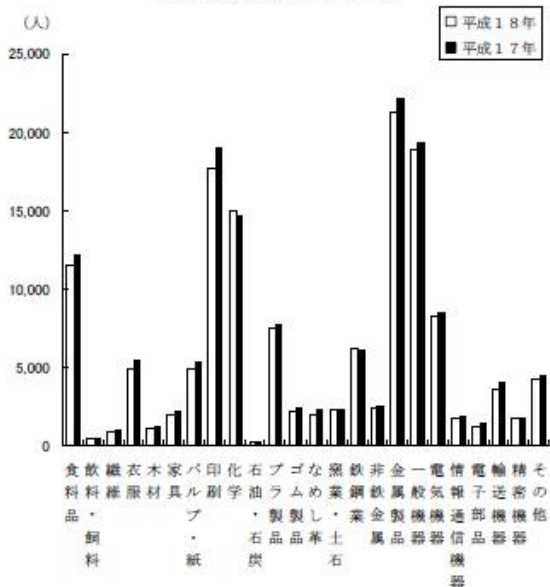


・産業分類別従業者数（4人以上）

金属製品が2 万1275 人で全体の15.0% を占め最も多く、次いで一般機器が1 万8874人（構成比13.3%）、印刷が1 万7744 人（同12.5%）と続いている。

前年比で見ると、精密機器が2.5%、化学が1.9%、鉄鋼業が1.7%と3 業種で増加がみられたのに対し、21 業種で減少しており、最も減少率が高かったのは電子部品で17.5%減、次いで石油・石炭が12.7%減、輸送機器が12.4%減とこれに続いている。

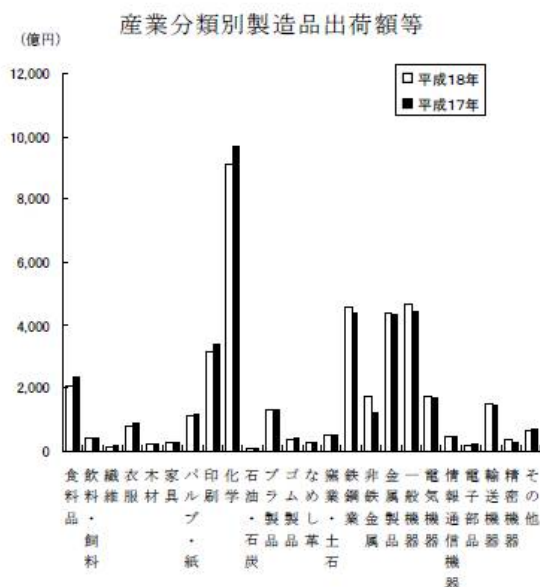
産業分類別従業者数



・産業分類別製造品出荷額等（４人以上）

化学が9113 億円で全体の22.7%を占め最も多く、次いで一般機器が4651 億円（構成比11.6%）、鉄鋼業が4551 億円（同11.3%）と続いており、この3 業種で全体の約半数（同45.6%）を占めている。

前年比でみると、10 業種で増加しており、増加率が最も高かったのは、非鉄金属の39.8%で、次いで石油・石炭、窯業・土石が6.1%、精密機器が5.0%増とこれに続いている。これに対し減少した業種をみると、電子部品の14.0%減など14 業種で減少となっている



・商業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

本市の商業事業所数は、5万2906事業所、従業者数は、50万2953人、年間商品販売額は45兆7907億円となっている。

これを前回調査(平成16年6月1日現在で実施)の結果と比べると、事業所数で7029事業所(11.7%)減、従業者数で1万9780人(3.8%)減となっており、事業所数では平成3年調査以降7調査連続、従業者数では平成14年調査以降3調査連続の減少となったものの、年間商品販売額は1386億円(0.3%)増となっており、平成3年調査以来6調査ぶりに増加に転じた。

卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額

	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)		
		構成比 (%)	対前回増減率 (%)		構成比 (%)	対前回増減率 (%)		構成比 (%)	対前回増減率 (%)
総数									
平成16年	59,935	100.0	△ 4.6	522,733	100.0	△ 8.4	45,652,059	100.0	△ 6.1
平成19年	52,906	100.0	△ 11.7	502,953	100.0	△ 3.8	45,790,663	100.0	0.3
卸売業									
平成16年	25,228	42.1	△ 3.9	318,395	60.9	△ 10.4	41,110,016	90.1	△ 6.8
平成19年	21,605	40.8	△ 14.4	304,008	60.4	△ 4.5	41,312,731	90.2	0.5
小売業									
平成16年	34,707	57.9	△ 5.1	204,338	39.1	△ 5.2	4,542,042	9.9	0.4
平成19年	31,301	59.2	△ 9.8	198,945	39.6	△ 2.6	4,477,933	9.8	△ 1.4

## 5. 河川・道路

・大阪市内河川 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

河川種別		河川数	延長 (km)
一級河川	指定区間外	2	28.5
	指定区間内	23	110.6
準用河川		4	5.0
普通河川		4	2.3
合計		33	146.4

・大阪市内道路 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

	路線数	延長 (km)	面積 (m <sup>2</sup> )
国道 (指定区間外)	6	63	1,869
府道	28	183	4,006
市道	11,802	3,592	30,949
合計	11,836	3,838	36,824

(注) 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。  
大阪市建設局調

(注) 1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。  
大阪市建設局調

(単位: MWh)

## 6. 資源消費

・電力供給状況

	電灯需要	電力需要
平成 14 年	6,485,584	9,571,147
平成 15 年	6,292,540	9,431,357
平成 16 年	6,603,263	7,233,655
平成 17 年	6,825,601	1,191,415
平成 18 年	6,752,107	1,095,095

(注) 資料: 関西電力株式会社 平成 19 年大阪市統計書から抜粋

- 電力需要
1. 平成 14 年度以降の数値に特定規模需要は含まない。
  2. 平成 16 年度の数値はすべて契約電力 500Kw 未満である。
  3. 平成 17 年度以降の数値はすべて契約電力 500Kw 未満である。

・ガス供給状況

年度	供給戸数	需要量 (単位: 1,000m <sup>3</sup> )		
		総数	家庭用	業務用
平成 14 年	1,243,039	1,560,391	415,757	1,144,634
平成 15 年	1,249,955	1,570,849	415,715	1,155,134
平成 16 年	1,256,581	1,606,778	404,196	1,202,581
平成 17 年	1,266,818	1,639,842	420,276	1,219,566
平成 18 年	1,275,653	1,648,884	414,854	1,234,029

(注) 資料: 大阪ガス㈱

1. 供給戸数は年度末の調定件数、需要量は年度中の使用量である。
2. 新熱量計算に基づき平成 10 年度から遡及した。



## 環境行政の推移

### 1. 本市の公害行政（戦前・戦後から昭和50年代まで）

本市における公害問題は、紡績工場のばい煙問題にさかのぼり、その対策として明治29年に制定された「製造場取締規則」（府令）において、わが国で初めて公害という用語が使われました。市域拡張以後、工業化が進んだ結果、昭和2年に「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施し、昭和7年、わが国で最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布されました。

第2次世界大戦後、産業活動が活発化するのに伴い、昭和25年には「大阪府事業場公害防止条例」が施行され、さらに、昭和33年には「煤煙防止月間」を設け、スモッグ対策を大阪府、堺市等の隣接都市と協調しながら進めてきました。この頃、交通騒音を主眼とした「町を静かに」のキャンペーン活動が市民運動にまで展開され、大きな成果を収めました。また、昭和34年には本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し、地下水採取規制に努めてきました。一方、昭和35年には「大阪市ばい煙防止会連合会」（現・大阪市都市環境協議会連合会）が設立され、事業者の自主的なばい煙防止活動の推進が図られることとなりました。

昭和37年には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」（現・大阪市環境審議会）を発足させました。同審議会は昭和40年に、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関して、わが国初の環境管理基準を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たしていくこととなります。

一方、昭和20年代後半から昭和30年代にかけて、水俣病などに代表される深刻な公害被害が続出し、昭和42年に「公害対策基本法」の制定を始めとして、昭和45年のいわゆる「公害国会」を経て、わが国の公害関係諸法の整備拡充が図られていきました。この間、本市では、大気環境を常時監視するため昭和40年に大気モニタリングステーションを設置し、昭和45年6月に大気汚染対策を中心とした西淀川区緊急対策・公害特別機動隊を発足させるなど、監視及び規制指導体制の強化を図ってきました。こうした組織・機構の整備とあわせ、昭和46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン'71）」を策定し、さらに昭和48年11月には自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」に改定整備しました。

また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府、大阪府警察本部、大阪陸運局（現・近畿陸運局）関係民間団体とともに「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（現・大阪自動車環境対策推進会議）を発足させました。今日では、当推進会議は、自動車環境問題の全般にわたり活動を行っています。

一方、水質汚濁防止対策では、昭和48年3月に、下水道整備と河川の浄化及び環境改善を目標とした「水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）」を策定し、昭和49年6月、庁内に「大阪市河川浄化

対策本部」を設置し、河川浄化対策を強力に推進してきました。

その他、昭和 42 年から公害防止設備資金融資制度を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和 44 年から公害防止事業団事業等を活用して、公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、その跡地を公園等の公共の用に供するなど、公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきました。

昭和 50 年代に入ると、都市化・産業化が年々進展していく中で、人々の生活様式の向上に伴い、公害問題はさらに複雑かつ多様化していきました。本市は、工場・事業場等に対する徹底した規制・指導と、自動車交通公害に関する諸問題を中心に取組を進め、昭和 59 年 1 月、これまでの対策を継承しつつ、長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けた「大阪市大気環境保全基本計画（ニュークリーンエアプラン）」を策定しました。

また、河川浄化対策については、ほぼ初期の目標を達成するまでになりましたが、寝屋川水系の上流域を含めてなお対策を強化する必要があるため、昭和 58 年 5 月「大阪市水域環境保全基本計画（クリーンウォータープラン'83）」を策定しました。

## 2. 公害行政から環境行政へ（昭和 60 年以降）

昭和 50 年代には、大阪市を含む大都市で二酸化窒素による大気汚染が依然として環境基準未達成の状況であったことから、国は、昭和 60 年 12 月に「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」を発表しました。本市では、ニュークリーンエアプランに基づき、昭和 60 年 4 月に固定発生源に係る窒素酸化物対策として「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定する一方で移動発生源対策を強化するため、平成元年 2 月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定しました。

さらに、これまでの計画を包括する一方で、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に合わせ、従来の規制型の公害行政から未然防止・予防型の環境行政へ、さらには良好、快適な環境を創造していくために、中長期的視野にたつて、地域の望ましい環境のあり方及びその実現にむけた環境分野の総合的な計画として、平成 3 年 7 月に「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定しました。EPOC21 では、平成元年に大阪市公害対策審議会から答申された「浮遊粒子状物質対策のあり方について」を受け、浮遊粒子状物質の目標値を設定するなど種々の発生源対策を推進してきました。

また、移動発生源対策では、幹線道路沿道の環境を保全するため、低公害車の普及拡大を目的として、平成 3 年 8 月に設立した「大阪低公害自動車コミュニティシステム事業推進協議会」を中心に、天然ガス自動車、電気自動車等の普及に努めるとともに、平成 2 年 4 月から毎月 20 日をノーマイカーデーとしました。さらに、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季に重点をおいた季節大気汚染対策を実施することとし、昭和 63 年から、特に濃度が高くなる 12 月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低めの設定、自動車公害対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等を国・府と連携して実施することとしました。

悪臭対策としては、昭和 48 年 8 月の悪臭防止法の施行以降、特定悪臭物質について、本市の規制基準を設定し、工場等の規制指導を実施してきましたが、特定悪臭物質の規制のみでは解決されない問題に対応するため、昭和 61 年 4 月「大阪市悪臭防止指導要綱」を施行し、人の嗅覚を利用した官能試験法を導

入しました。このほか、昭和 62 年 3 月に、今後の総合的な環境施策の推進を支援するため「環境データ処理システム」を導入しました。

### 3 . 環境行政の展開

本市では、平成 2 年 3 月に「大阪市環境保全基金」を創設する一方、環境教育を総合的・体系的に推進していくため、平成 3 年 7 月に「大阪市環境教育基本方針」を策定しました。平成 4 年 10 月には、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな相談や支援を行なうための施設として、「大阪市市民環境学習ルーム」を開設。また、平成 9 年 4 月には、「大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）」を鶴見緑地公園内に開設し、環境学習の拠点施設として活動を開始しました。さらに、平成 10 年 6 月に同センターの隣接地に自然体験観察園を開園するとともに、平成 11 年 2 月以降、同センターより環境学習のための情報提供を継続して行っており、加えて、平成 18 年 4 月には、同センターの展示内容をリニューアルするなど、内容の充実を図っています。

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を変革するため、廃棄物やりサイクルに関する一連の法律が整備されており、平成 12 年 6 月には、こうした循環型社会の形成に寄与する環境ビジネスの育成・振興の拠点として大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）を開設しました。

国際環境技術協力では、国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構）に協力し、平成元年度から大気汚染対策コース等を実施し、研修員の受け入れを行っています。また、平成 6 年 4 月には、「国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター」が鶴見緑地公園内に開設されました。このセンターを支援することを目的として、平成 4 年 1 月、大阪府、経済界とともに「(財)地球環境センター（GEC）」を設立し、開発途上国への適正な環境技術の移転等について、国際協力を推進しています。

平成 5 年 11 月、国では、公害対策基本法に代えて環境基本法が制定されました。また、平成 6 年 12 月には同法に基づく「環境基本計画」が閣議決定されるなど、地球環境時代にふさわしい、わが国の環境政策について長期的かつ包括的な指針が示されました。本市においても、平成 6 年 8 月に大阪市環境審議会に対して「環境基本条例のあり方について」諮問を行い、平成 7 年 3 月に環境行政の礎となる「大阪市環境基本条例」が制定されました。この環境基本条例の理念を実現するためには、市民・企業・行政が一体となって環境保全行動を進め、地球環境保全を積極的に推進することが求められており、同年 5 月にその行動指針・行動目標を定めた「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ 21 おおさか）」を策定しました。

その後、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 1 月に「大阪府役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制の取組みを進めるとともに、市民・事業者・行政が協働して市域の温暖化対策を推進するため、平成 14 年 8 月に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。また、平成 14 年度より家庭から排出される二酸化炭素の排出抑制を目的として、各家庭において環境家計簿を記入して電気・ガスの省エネルギー活動に取り組んでいただく「なにわエコライフ認定事業」を実施しています。さらに、市民、環境 NPO・NGO、事業者、学識経験者、行政が協働して地球温暖化防止活動を推進していく体制として、平成 16 年 6 月に「なにわエコ会議」を設立し、家庭での省エネ運動や環境教育の普及啓発、中小企業向

けの簡易な環境マネジメントシステムの普及など、様々な実践行動を推進しています。

平成 7 年 7 月には、「大阪市環境影響評価要綱」を策定し、大規模な事業の実施にあたり、環境に及ぼす影響について事前の調査、予測、評価等を行うための手続き等を定めましたが、平成 9 年 6 月に「環境影響評価法」が制定されことに伴い、大阪市環境影響評価要綱と環境影響評価法の手続きとの整合を図るため、平成 11 年 6 月に「大阪市環境影響評価条例」を施行しました。また、平成 7 年 7 月には「大阪市自動車公害防止計画」を改定し、自動車による窒素酸化物対策のより一層の具体化と粒子状物質対策の推進、騒音・振動対策等総合的な対策を実施してきました。さらに、低公害車・低排出ガス車の大量普及や大型ディーゼル車対策などの重点施策を強力に推進するため、平成 14 年 1 月に新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定しました。

平成 8 年 8 月には、大阪市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の基本方針を定めた「大阪市環境基本計画」を策定。また、水環境の保全を図るため、平成 11 年 5 月には、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくために「大阪市水環境計画」を策定し、環境施策を推進してきました。しかし、ヒートアイランド現象や土壌汚染等の新たな課題や今日の多様化する環境問題に的確に対応するため、平成 15 年 2 月に「第 期 大阪市環境基本計画」を策定し、環境施策を総合的・計画的に推進してきており、平成 19 年 3 月には、向う 5 年間の重点的取組を盛り込んだ後期計画を策定しています。

庁内の取組みとしては、平成 9 年 5 月に行政自らが率先して環境保全行動を推進するため「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス 21）」を策定し、職員一人ひとりが具体的な環境保全行動に取り組むとともに、市役所本庁舎をはじめとする本市施設において順次環境マネジメントシステムの構築を図り、ISO14001 規格の認証取得を進めています。また、環境への負荷の少ない物品等の調達を通じて、循環型社会の形成に寄与するために、平成 14 年 4 月に「大阪市グリーン調達方針」を定め、グリーン調達を推進しています。

物の燃焼過程で非意図的に生成されるダイオキシン類対策については、平成 10 年 8 月に「大阪市ダイオキシン類対策方針」を、同年 10 月に「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」を策定しました。また、平成 12 年 1 月のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、本市の方針・指針を見直し、排出基準の遵守や適正な維持管理等さらなる発生源対策を推進しています。

また、工場跡地の再開発等に伴い判明する土壌汚染に対応するため、平成 15 年 2 月に「土壌汚染対策法」が施行されたことを受け、本市においても同法に基づく規制・指導を実施するとともに、土壌汚染関連情報の整備など各種の取り組みを進めています。

本市におけるヒートアイランド対策は、平成 14 年度に大阪市の関係局が連携して「大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会」を設置し、取り組んできています。また、平成 17 年 3 月に「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示しました。本計画では、屋上緑化や保水性舗装などの施策に加えて、省エネルギー運動の推進など、市民や事業者との協働による対策も包含しています。これらを総合的に実施するモデル事業として、西区南堀江地域において、「大阪市ヒートアイランド対策モデル事業」を平成 17 年度から開始しており、市民や企業等と協力して、植栽や保水性舗装などの整備や打ち水の普及啓発などを通してその効果を検証していきます。



平成 17 年 6 月の健康被害報道を契機として、アスベストが大きな社会問題となったことから、アスベスト対策の強化が求められ、平成 18 年 1 月には、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が改正され、解体等工事における事前の届出やアスベストの使用の有無についての事前の調査などの規制強化が図られました。また、国では「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられ、平成 18 年 2 月に、アスベスト対策関連 4 法令（大気汚染防止法・地方財政法・建築基準法・廃棄物処理法）の改正及び被害者の救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定されました。

また、大阪市域における大気汚染は大幅に改善されましたが、一部の交差点では、二酸化窒素などの環境基準に不適合となっています。また、幹線道路沿道では、自動車騒音に係る達成基準の低い区間が残されていることや、さらに、地球温暖化対策に寄与する自動車からの二酸化炭素の削減に向けた取組みが求められています。こうした状況の中、平成 19 年 2 月に「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりを進めています。